



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課） ..... 1
- 家畜改良増殖法に基づく臨時種畜検査の実施（畜産課） ..... 1
- 定期種畜検査の実施（畜産課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 2
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） ..... 3
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） ..... 3
- 都市計画の変更（都市計画・モノレール課） ..... 3

### 公 告

- 知事の職務代理者（秘書課） ..... 4
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） ..... 5
- 都市計画の変更の案の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） ..... 5
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課） ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第528号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成29年11月7日から同月21日までの間、沖縄県環境部自然保護課、石垣市市政情報センター及び石垣市市民保健部環境課において縦覧に供する。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保全利用協定の名称 白保サンゴ礁地区保全利用協定
- 2 協定区域 西表石垣国立公園白保海域公園及びその周辺陸上部
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 シュノーケリング、カヤックを使用した自然観察、浅瀬や干潟における自然観察、伝統的な漁業体験及び海岸や集落の散策
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 特定非営利活動法人夏花、海処あばびあぼん、シュノーケルガイドルンバ・ルンバ、民宿白保、民宿マエザト、手漕屋素潜店ちゅらねしあ、石垣島マリンショップ アイランドビーチ、白保魚湧く海保全協議会、シートップ石垣島、八重山自然塾風音、白保観光サービス及びブルーコーラル
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

### 沖縄県告示第529号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成29年度臨時種畜検査を

次のとおり実施する。

平成29年11月7日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖繩県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成29年12月11日から同月15日まで
沖繩県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成29年12月11日から同月15日まで
沖繩県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成29年12月11日から同月15日まで
沖繩県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成29年12月11日から同月15日まで

2 検査の対象となる種畜 牛・馬及び家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため独立行政法人家畜改良センター又は県が開設する施設において家畜人工授精の用に供される豚

**沖繩県告示第530号**

沖繩県種畜検査条例（昭和47年沖繩県条例第110号）第3条第1項の規定により、平成29年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

平成29年11月7日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

1 日時、場所等

区域	場所	期日
沖繩県北部家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成29年12月11日から同月15日まで
沖繩県中央家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成29年12月11日から同月15日まで
沖繩県宮古家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成29年12月11日から同月15日まで
沖繩県八重山家畜保健衛生所が所管する区域	検査対象種畜を現に飼養している場所	平成29年12月11日から同月15日まで

2 検査の対象となる種畜 豚

**沖繩県告示第531号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年11月7日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 北大東村字南243番1（次の図に示す部分に限る。）、243番34
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖繩県農林水産部森林管理課及び沖繩県南部林業事務所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第532号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成29年11月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護運天港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	今帰仁村字呉我山523番1から 今帰仁村字呉我山523番1まで	23.3m ～ 81.9m	43.6m
新	今帰仁村字呉我山523番1から 今帰仁村字呉我山523番1まで	23.3m ～ 85.7m	43.6m

**沖縄県告示第533号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成29年11月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宜野湾南風原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南風原町字新川新上原162番3から 南風原町字宮平平原568番まで	12.6m ～ 56.4m	278.0m
新	南風原町字新川新上原162番3から 南風原町字宮平平原568番まで	12.6m ～ 56.4m	278.0m

**沖縄県告示第534号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施する地域 宜野湾市
- 2 基本測量を実施する期間 平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 作業種類 基本測量

**沖縄県告示第535号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 5・5・浦1号浦添大公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
  - (1) 追加する部分 浦添市前田二丁目
  - (2) 削除する部分 浦添市仲間二丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

## 公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成29年11月9日から同月13日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年11月7日から平成30年3月7日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 届出年月日 平成29年10月3日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレス西原店 西原町字小橋川88番4ほか3筆
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年6月4日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,283平方メートル
  - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 78台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。）
  - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 8台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。）
  - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 28平方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。）
  - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 51立方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。）
  - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前8時、閉店時刻 翌日の午前零時
  - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時から翌日の午前零時まで
  - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。）

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）サンエー板良敷店 与那原町字板良敷613番地の3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定による与那原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成29年11月7日から同年12月7日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・87号浦西停車場線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市前田三丁目
- 3 縦覧期間 平成29年11月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び浦添市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・20号国際通り線
  - 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市松尾2丁目
  - 3 縦覧期間 平成29年11月7日から同月21日まで
  - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
  - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月7日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業  
(2) 名称 9・7・1号沖繩都市モノレール

2 施行者の名称 沖繩県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 取用の部分 平成25年沖繩総合事務局告示第18号及び平成29年沖繩総合事務局告示第2号の事業地のうち、浦添市前田一丁目及び前田二丁目地内において事業地を変更する。

- (2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成25年4月25日から平成32年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年11月7日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月8日 沖繩県指令土第827号

2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平1480番1の一部及び1480番3の一部

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1480番地1 新垣弘美

5 検査済証番号 平成29年10月24日 第4419号

6 工事完了年月日 平成29年10月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年11月7日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月29日 沖繩県指令土第551号

2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原2577番7及び2577番9

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋131番地コーポエム301号 宮城元、南風原町字照屋131番地コーポエム301号 宮城玲奈

5 検査済証番号 平成29年10月24日 第4420号

6 工事完了年月日 平成29年9月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年11月7日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年1月5日 沖繩県指令土第1号、平成29年2月14日 沖繩県指令土第104号（変更）、平成29年10月20日 沖繩県指令土第723号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 沖繩市上地三丁目1325番1ほか8筆

3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市長 桑江朝千夫
- 5 検査済証番号 平成29年10月25日 第4421号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月28日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年11月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年7月29日 沖縄県指令土第616号、平成29年6月27日 沖縄県指令土第501号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長444番4、444番5及び444番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字棚原775番地宮アパート305号 大城保雄
- 5 検査済証番号 平成29年10月25日 第4422号
- 6 工事完了年月日 平成29年10月12日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--